

令和3年度島根県教育職員（実習助手）採用候補者選考試験について

（1）昨年度以前の試験内容からの変更について

①試験内容の変更点

【募集種別「一般」】

- ・一般教養試験を実施せず、新たに論文試験を実施
- ・パソコン実技試験の内容を、「ワープロ・表計算」から「表計算・プレゼンテーション」に変更
- ・理科実技試験を総合実技試験に変更し、実験の準備・片付けやICT機器の準備・操作等に関する内容の実技試験を実施

【募集種別「工業」及び「水産」】

- ・一般教養試験を実施しない
- ・パソコン実技試験は、募集種別「一般」と同様の変更
- ・「工業」の専門実技試験は、電気・機械・建築の3分野すべてではなく、3分野のうち1つを受験者が選択して実施

②試験内容変更の趣旨

一般の実習助手の職務については、すでに多くの県立学校で従来の理科や家庭科の実験・実習だけでなく、地域課題解決型学習など実習をともなう学習活動で、教員の補助にあたっている。また、あらゆる実験・実習において、ICT機器を使用する機会が増えており、そのような場面においても臨機応変に対応できる人材が求められている。工業、水産の実習助手についても、新課程実施に向けて、より実践的な専門性が必要とされている。

このような理由から、より実践的かつ総合的な力を備えた人材を採用するために、令和3年度島根県教育職員（実習助手）採用候補者選考試験の試験内容を変更した。

（2）選考にあたっての考慮事項の追加について

これまで既に募集種別に関連する高等学校教諭普通免許状を所有（取得見込を含む）していることを選考にあたっての考慮事項としてきた。令和3年度島根県教育職員（実習助手）採用候補者選考試験においては、これに加え、社会教育主事（社会教育士）となりうる資格を有すること及び社会教育士の称号を取得すること（令和3年3月末までに取得見込を含む）も選考にあたっての考慮事項の対象とした。